

仙台市遊び場展開事業業務委託に係る 受託候補者の特定について

仙台市遊び場展開事業業務委託において、同業務に係るプロポーザル審査委員会を設置して行った、提案者からの企画提案書およびプレゼンテーション審査の結果を踏まえ、次のとおり受託候補者を特定しました。

1. 業務名称

仙台市遊び場展開事業業務委託

2. 公募手続きの経過

令和7年6月4日	企画提案書の提出期限（1者から提出）
令和7年6月6日	プロポーザル審査委員会（企画提案書およびプレゼンテーション審査、質疑応答、受託候補者の特定）

3. 応募事業者数

1事業者

4. 審査項目、配点

（1）業務目的の適合性（10点）

- ・業務目的・コンセプト等は、本事業の目的に合致しているか。

（2）提案内容の妥当性（65点）

- ・遊び場仮設における全体及び各回の計画は、実現可能で具体的な内容となっているか。
- ・提供する汎用性のある遊びは、他の会場でも展開可能か。
- ・こどもの自由な遊びを実現させるための工夫は効果的か。
- ・親と子が一緒に自然遊びを楽しむ工夫がされており、自然の中でのこどもの遊ばせ方を親が楽しく学ぶことができる内容となっているか。
- ・会場の運営は、十分に安全管理に配慮されたものになっているか。
- ・プレーパーク活動等の周知に向けた活動内容は合理的で効果的か。
- ・担い手の募集・育成は実現可能で適切な手法が提案されているか。
- ・事前周知用チラシは子育て家庭に訴求力のあるデザインであり、本事業の周知に効果的な広報施策が提案されているか。WEBサイト、SNSを用いた広報など、現代の子育て家庭との親和性の高い効果的な広報施策について提案されているか。
- ・仕様書に記載のあるものの他、本事業の効果的な実施に資する独自性のある取組みが含まれているか。

（3）業務のスケジュール（5点）

- ・事業スケジュールが合理的なものとして具体的に示されているか。

(4) 業務の実施体制 (15 点)

- ・事業を遂行するための実施体制が合理的なものとして具体的に示されているか。
- ・事業を遂行するための専門性を有しているか。

(5) 見積価格の妥当性 (5 点)

- ・見積内容が予定価格以内で、提案内容と照らして整合がとれており、合理的で妥当な積算となっているか。

5. 審査結果

審査基準に基づき審査を行った結果、次の者の行った提案が選定のための基準を満たしていたため、受託候補者として特定しました。

受託候補者：せんだい遊びとまちネットワーク

合計得点数：356 点/500 点 ※審査員 5 名の合計点

6. 今後の予定

本市と受託候補者の間での協議を経て、業務委託契約の締結を行います。